

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
1	事業所・施設の名称変更	全てのサービス		事業所（施設）の名称	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	—	—	—	—	—	●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ●変更後の名称で記載したものを提出してください。
2	事業所・施設の所在地（住所）変更	全てのサービス	要	事業所（施設）の所在地	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	平面図（標準様式3）	写真	※契約書の写し等	※設備・備品等一覧表（標準様式4）	※検査済証（建築・消防）の写し	●事前協議時は平面図を用意してください。 ●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ●平面図は各室の用途及び面積を記載し、事業所専用部分と共有部分をわかるようにしてください。わかるものが別にある場合は標準様式3に代えても構いません。 ●写真は運営基準上必要な設備、各室等がわかるものを添付してください。 ※変更後が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写しを添付してください。 ※通所又は入所系サービスは、設備・備品等一覧表及び検査済証（消防・建築）を添付してください。
3	事業所（施設）の電話番号及びFAX番号	全てのサービス		事業所（施設）の所在地	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	—	—	—	—	—	●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ●変更届出書の変更後欄に「事業所（施設）の電話番号の変更」と記載してください。 ●付表に変更後の電話番号やFAXを記載してください。 ●メールアドレスの変更はこの届出ではなく、本市ホームページから行ってください。
4	法人の名称変更	全てのサービス		申請者の名称	変更届出書（別紙様式第一号（五））	登記事項証明書	—	—	—	—	●登記事項証明書は、原本（紙）または、登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号・発行年月日付きのPDFファイルを添付してください。原本（紙）の場合で、同一法人が複数事業所を同時に届け出る場合は1部原本、他は写しも可です。この場合は、必ず変更届出書の変更後欄に「〇〇（事業所名）」に原本添付と記載してください。
5	法人の所在地（住所）変更	全てのサービス		主たる事務所の所在地	変更届出書（別紙様式第一号（五））	登記事項証明書	—	—	—	—	●登記事項証明書は、原本（紙）または、登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号・発行年月日付きのPDFファイルを添付してください。原本（紙）の場合で、同一法人が複数事業所を同時に届け出る場合は1部原本、他は写しも可です。この場合は、必ず変更届出書の変更後欄に「〇〇（事業所名）」に原本添付と記載してください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
6	法人の主たる事務所の電話番号・電話番号・FAX番号変更	全てのサービス		主たる事務所の所在地	変更届出書（別紙様式第一号（五））	—	—	—	—	—	●変更届出書の変更後欄に「申請者（法人）の主たる事務所の電話番号の変更」と記載してください。 ●変更届出書の変更後欄に「変更後の電話番号（又はFAX番号）」を記載してください。
7	法人等の種類の変更	全てのサービス		法人等の種類	変更届出書（別紙様式第一号（五））	登記事項証明書	—	—	—	—	●変更届出書の変更後欄に「変更後の法人種別（例：株式会社、合同会社等）」を記載してください。 ●種別の変更ではなく、運営法人自体が変更となる場合は、新規指定申請が必要となりますのでご注意ください。
8	法人の代表者（申請者）の変更または代表者の住所、氏名等の変更	全てのサービス		代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	変更届出書（別紙様式第一号（五））	登記事項証明書	誓約書（標準様式6）	—	—	—	●登記事項証明書は、原本（紙）または、登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号・発行年月日付きのPDFファイルを添付してください。原本（紙）の場合で、同一法人が複数事業所を同時に届け出る場合は1部原本、他は写しも可です。この場合は、必ず変更届出書の変更後欄に「〇〇（事業所名）」に原本添付と記載してください。
9	定款、寄付行為等及びその登記事項の変更（当該事業に関するものに限る）	全てのサービス		登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	変更届出書（別紙様式第一号（五））	登記事項証明書	—	—	—	—	●登記事項証明書は、原本（紙）または、登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号・発行年月日付きのPDFファイルを添付してください。原本（紙）の場合で、同一法人が複数事業所を同時に届け出る場合は1部原本、他は写しも可です。この場合は、必ず変更届出書の変更後欄に「〇〇（事業所名）」に原本添付と記載してください。
10	事業所・施設の建物構造、設備、レイアウト及び専用区画等の変更	全てのサービス	要	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	変更届出書（別紙様式第一号（五））	※平面図（標準様式3）	写真	※設備・備品等一覧表（標準様式4）	—	—	●介護老人保健施設・介護医療院は、事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。申請様式は本市HPを確認してください。 ●平面図は各室の用途及び面積を記載し、事業所専用部分と共有部分をわかるようにしてください。わかるものが別にある場合は標準様式3に代えても構いません。 ※平面図は変更前・後を添付してください。 ※通所又は入所系サービスは設備・備品等一覧表も添付してください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
11	施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画の変更（介護老人保健施設又は介護医療院に限る）	・介護老人保健施設 ・介護医療院	要	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	変更届出書（別紙様式第一号（五））	平面図（標準様式3）	共用部分における利用計画の概要（参考様式16）	—	—	—	●事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。様式は本市HPを確認してください。 ●平面図は各室の用途及び面積を記載し、事業所専用部分と共有部分をわかるようにしてください。わかるものが別にある場合は標準様式3に代えても構いません。
12	敷地の面積及び平面図の変更（介護老人保健施設又は介護医療院に限る）	・介護老人保健施設 ・介護医療院	要	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	変更届出書（別紙様式第一号（五））	※平面図（標準様式3）	※自己作成書類（任意様式）	—	—	—	●事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。様式は本市HPを確認してください。 ●平面図は各室の用途及び面積を記載し、事業所専用部分と共有部分をわかるようにしてください。わかるものが別にある場合は標準様式3に代えても構いません。 ※平面図は変更前・後を添付してください。
13	備品等の変更（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る）	訪問入浴介護		備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	変更届出書（別紙様式第一号（五））	設備・備品等一覧表（標準様式4）	写真	—	—	—	
14	利用者の推定数の変更	・訪問系サービス ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売		利用者の推定数	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	—	—	—	—	●付表は変更する該当箇所のみで記載で構いません。（紙提出の場合）
15	管理者の変更または管理者の住所、氏名等の変更	全てのサービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設を除く）		事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。）	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	※従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	誓約書（標準様式6）	※資格・研修修了がわかるものの写し等	—	—	●付表は変更する該当箇所のみで記載で構いません。（紙提出の場合） ※訪問リハビリテーションの場合、標準様式1の添付は不要です。 ※管理者に必要な資格や研修修了の要件があるサービスは資格や研修修了がわかるものの写しを添付してください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
16	管理者の変更または管理者の住所、氏名等の変更	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設		事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。）	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	誓約書（標準様式6）	※資格・研修修了がわかるものの写し等	※テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出	—	●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ●介護老人保健施設・介護医療院は、事前に「別紙様式第一号（十）（管理者承認申請書）」を提出してください。申請書様式は本市HPを確認してください。 ※管理者に必要な資格や研修修了の要件があるサービスは資格や研修修了がわかるものの写しを添付してください。 ※該当する施設は「テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出」を添付してください。
17	サービス提供責任者の変更（訪問介護に限る）	訪問介護		サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	※資格・研修修了がわかるものの写し等	—	—	—	●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ※サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しを添付してください。
18	運営規程の変更（従業者の職種、員数及び職務の内容）	全てのサービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設を除く）		運営規程	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	運営規程	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	—	—	—	●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ●運営規程の員数は「〇人以上」の表記が可能です。 ●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
19		・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設		運営規程	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	運営規程	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	※テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出	—	—	●運営規程の員数は「〇人以上」の表記が可能です。 ●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。 ●介護老人保健施設・介護医療院は、事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。申請様式は本市HPを確認してください。 ※該当する施設は「テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出」を添付してください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
21	運営規程の変更 （営業日及び営業時間）	全てのサービス （通所介護・通所リハビリテーションを除く）	要	運営規程	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	運営規程	—	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
22		・通所介護 ・通所リハビリテーション	要	運営規程	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	運営規程	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
23	運営規程の変更 （利用定員／入居定員及び居室数）	全てのサービス	要	運営規程	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	運営規程	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。 ●介護老人保健施設・介護医療院は、事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。申請様式は本市HPを確認してください。
24	運営規程の変更 （通常の実施地域の変更）	全てのサービス	要	運営規程	変更届出書（別紙様式第一号（五））	運営規程	—	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
25	運営規程の変更 （利用料金）	全てのサービス	要	運営規程	変更届出書（別紙様式第一号（五））	運営規程	—	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
26	運営規程の変更 （その他の変更）	全てのサービス		運営規程	変更届出書（別紙様式第一号（五））	運営規程	—	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
27	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	特定施設入居者生活介護		運営規程	変更届出書（別紙様式第一号（五））	運営規程	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地（標準様式2）	—	—	—	●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
28	協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 		協力医療機関・協力歯科医療機関	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみのみ）	契約書の写し等	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●付表は変更する該当箇所での記載で構いません。（紙提出の場合） ●協力医療機関、協力歯科医療機関との契約書の写し等、変更内容がわかるものを添付してください。 ●介護老人保健施設・介護医療院は、事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。申請様式は本市HPを確認してください。
29	事業所の種別の変更（訪問看護、居宅療養管理指導、訪問リハ、通所リハ、短期入所療養介護に限る）	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 		事業所の種別	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみのみ）	許可証の写し等	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●付表は変更する該当箇所での記載で構いません。（紙提出の場合） ●付表の「事業所種別」欄を変更後のものにして提出してください。 ●変更するサービス種別に応じて病院・診療所の使用許可証、薬局の開設許可証や介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証等、変更後の証等を添付してください。
30	提供する居宅療養管理指導の種類の変更	居宅療養管理指導		提供する居宅療養管理指導の種類	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみのみ）	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●付表は変更する該当箇所での記載で構いません。（紙提出の場合） ●付表の「居宅療養管理指導の種類」欄を変更後のものにして提出してください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類					備考	
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4		添付書類5
31	事業の実施形態（本体施設が特別養護老人ホーム等の場合の単独型・空床利用型・併設型の別）の変更	短期入所生活介護（空床型・特養の併設型）		事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型の別）	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみのみ）	運営規程	—	—	—	—	●付表は変更する該当箇所でのみの記載で構いません。（紙提出の場合） ●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。
32	利用者、入所者又は入院患者の定員の変更	・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院		利用者、入所者又は入院患者の定員	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみのみ）	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	運営規程	※テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出	—	—	●付表は変更する該当箇所でのみの記載で構いません。（紙提出の場合） ●運営規程は変更後のものを添付してください。また、変更箇所がわかるようにしてください。 ●介護老人保健施設・介護医療院は、事前に「別紙様式第一号（九）（開設許可事項変更申請書）」を提出してください。申請様式は本市HPを確認してください。 ※介護老人保健施設において該当する場合は「テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出」を添付してください。
33	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	福祉用具貸与		福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）の変更	変更届出書（別紙様式第一号（五））	※自己作成書類（任意様式）	※契約書の写し等	※運営規程	—	—	※保管・消毒方法を記載した書類（自己作成）を作成し添付してください。 ※委託している場合にあっては、委託契約書の写しを添付してください。 ※運営規程に保管・消毒方法の記載がない場合は、運営規程の添付は不要です。
34	併設する施設（事業所）の変更	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院		併設施設の状況等	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみのみ）	平面図（標準様式3）	併設する施設等の概要（参考様式15）	—	—	—	●付表は変更する該当箇所でのみの記載で構いません。（紙提出の場合） ●平面図は各室の用途及び面積を記載し、事業所専用部分と共有部分をわかるようにしてください。わかるものが別にある場合は標準様式3に代えても構いません。 ●併設する施設等の概要（参考様式15）を添付してください。

変更届が必要な事由・必要な提出書類一覧(居宅サービス・施設サービス)

2025/1/1

注1：電子申請届出システムによる提出の場合は、事由に関わらず変更届出書及び付表は必須入力になります。

項番	変更事由	届出対象サービス（介護予防含む）	事前協議の要否	変更届出書（別紙様式第一号（五））の選択項目	提出が必要な書類						
					必須書類（注1）	添付書類1	添付書類2	添付書類3	添付書類4	添付書類5	備考
35	介護支援専門員の変更（増員・減員、登録内容の変更）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 		介護支援専門員の氏名及びその登録番号	①変更届出書（別紙様式第一号（五）） ②付表（該当するサービスのみ）	介護支援専門員一覧（標準様式7）	※従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	※資格・研修修了を証明する書類等	※テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出	—	<ul style="list-style-type: none"> ●付表は変更する該当箇所のみ記載で構いません。（紙提出の場合） ※増員または情報を変更する者の資格証等（有効期間及び変更箇所がわかるもの）の写しを添付してください。 ※減員になる場合は資格・研修修了を証明する書類等は不要です。 ※登録内容（姓、有効期間等）のみ変更の場合は勤務形態一覧表（標準様式1）は不要です。 ※介護老人福祉施設・介護老人保健施設において該当する場合は「テクノロジーを導入する場合の夜間配置基準に係る届出」を添付してください。